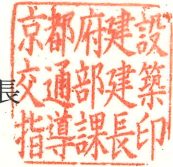


7 建築第 7 1 5 号

令和 7 年 7 月 1 6 日

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部長 様

京都府建設交通部建築指導課長



令和 7 年度宅地建物取引業者への立入調査について

平素は宅地建物取引業法の適正な運用に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、上記立入調査について本年度も下記のとおり実施しますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 実施時期 令和 7 年 7 月～令和 8 年 2 月
- 2 調査担当者 京都府建設交通部建築指導課又は京都府各土木事務所職員
- 3 調査対象 京都府において任意に選定し、対象業者に直接連絡
- 4 調査方法 立入を行い当該業者の事務所内で調査を行う。
- 5 調査事項等
 - (1) 業務に関する帳簿の備付状況
 - (2) 重要事項説明書の交付状況
 - (3) 報酬の收受状況
 - (4) 専任の宅地建物取引士の設置状況
 - (5) 媒介契約の締結に係る書面の交付状況
 - (6) 契約書等の書面の交付状況
 - (7) 報酬額の提示状況
 - (8) 宅地建物取引士証及び従業者証明書の携帯状況
 - (9) 従業者名簿の備え付け状況
 - (10) 標識の掲示状況
 - (11) 手付金等保全措置の状況
 - (12) 取引時確認記録の作成・保存状況（犯収法第 6 条関係）
 - (13) 取引記録の作成・保存状況（犯収法第 7 条関係）
 - (14) 疑わしい取引の届出状況（犯収法第 8 条 1 項）
 - (15) 勧誘等の社内体制
 - (16) その他